

平成 30 年 4 月 6 日

次世代育成支援対策推進法 社会福祉法人 静岡厚生会 行動計画 (第 2 回)

1. 目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などの取組みを行う。

2. 対象者

社会福祉法人 静岡厚生会 職員

3. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援する為の雇用環境の整備

(1) 計画期間 : 平成 27 年 7 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

(2) 目 標 ① : 妻の産前産後期間中の休暇 (出産休暇・年次有給休暇) の取得を促進する。

目 標 ② : 子育て世代の通勤負担の軽減を促進する。

<対策>

- 平成 27 年 7 月 ~ 職員のニーズを把握する。
- 平成 27 年 10 月 ~ 制度内容等について検討を行う。
- 平成 28 年 4 月 ~ 制度内容等について書面などにより職員に周知する。